

平成 29 年度第 2 回弘前市特別職報酬等審議会議事録【概要】

開催日時 平成 30 年 1 月 9 日（火） 13:30～15:25

開催場所 弘前市役所 前川本館 4 階 第 1 委員会室

出席委員 大場勉委員、齊藤嘉春委員、佐藤譲委員、佐藤芳子委員、谷川浩二委員、
三上ナツエ委員、相馬満敏委員、阿部精一委員、日景弥生委員 計 9 名

欠席委員 なし

事務局 竹内経営戦略部長、番場人材育成課長、川辺人材育成課長補佐、
鳴海人材育成課総括主査、片岡人材育成課主事 計 5 名

会議次第

- 1 部長挨拶
- 2 第 1 回審議会議事録概要の内容確認
- 3 配付資料の説明
- 4 審議
- 5 その他

○部長挨拶

○第1回審議会議事録概要の内容確認

事務局から、議事録の概要と資料はホームページに掲載することについて説明。

議長が前回の議事録について、修正、内容の確認などがないか委員の発言を求めたが、発言はなかった。

○配付資料の説明

事務局から、事前配付資料の

- ・資料 28 第1回弘前市特別職報酬等審議会における市長・副市長の給料の額に対する各委員の意見
- ・資料 29 第1回弘前市特別職報酬等審議会における議長・副議長・議員の報酬の額に対する各委員の意見
- ・資料 30 県内各市の市長・副市長の給料の額の改定状況
- ・資料 31 県内各市の議長・副議長・議員の報酬の額の改定状況
- ・資料 32 県内各市の特別職の給料・報酬の額の決定基準

について説明。

なお、「資料 33 県内各市の特別職の退職手当の決定基準」については、退職手当について審議した際に説明した。

○主な質疑応答等

<<市長・副市長及び議長・副議長・議員の報酬等の方向性について>>

委員

報酬等審議会をほかの地区ではやってないところは多いが、何かわけがあるのか。例えば八戸市、黒石市はずっとやっていない。

事務局

開く間隔、期間については、それぞれの団体で決定しているが、一般職の改定状況などを見ながら、諮問の時期を決めていると思われる。

県内10市のうち6市が、財政事情など様々なことを考慮して、特例措置として条例上の規定よりも減額している実態がある。ここ3年くらいは人事院勧告もプラスの勧告が出ているが、その前はずっとマイナスの勧告が出ていた時期もあったため、独自の減額をしている中での審議会の開催というのがなかなかやられなかったのではないかとすることも推測される。

(13:42 到着が遅れていた委員 1 名入室)

委員

報酬の額は、最終的にどういう流れで決定されていくのか。

事務局

これまでの当市の方針としては答申を尊重しているため、答申の額をそのまま条例の本則の額として改正する動きでやってきた。ただ、現在、実際にもらっている額については、前回の答申が市長・副市長は引き上げ、議員は据え置きと、方向性が違っていたという部分と、県内の他市の状況など総合的に勘案し、特例措置として条例の附則で独自の減額をしている。

これまでの例であれば答申を尊重して、その額に合わせて条例の本則の額が改定されるものと考えている。

議長

それでは本日の案件の審議に入らせていただく。始めに、前回出席委員の意見を再確認したい。資料 28 が市長・副市長、資料 29 が議員について、先月 15 日時点の方針、意見が記載されているが、この内容に補足するようなことがあればお願いしたい。

(発言なし)

議長

次に、前回欠席のお二方から意見をいただきたい。

委員

弘前の家計簿というのが広報ひろさきに載った。その中で市債が 94 億円あるという数字を見た。前から見ると大分減ってきていると市政懇談会で市長から説明を受けたが、まだまだ返済しなければいけない借金はあると。

それから給料の一覧表を見たが、一番ではないがほかに比べて少ないほうではなく、むしろいくらか良い状況であるということ。

それから一番大きいのが、弘前市で商売やっている人、サラリーマンの中で、これほどもらっている方はそんなにいないと思う。市民との感覚があまりにもずれると、色々言われたりしないとも限らない。その辺も考えて、据え置きという考えである。

議員にしても同じである。市民の人口減少に伴って、税金は集まってないという関係から、報酬を今、上げる時期ではないと考える。

委員

市長・副市長の給料に関しては据え置きと考えている。資料等を拝見すると、市の財政は良い状況にあるのは分かるが、特別職の報酬に関しては、あまり数年おきに変わるのはいかがかというようなことがあるため、今回は据え置きで、少し経済状況等を見ていった上で考えるのがよろしいと考えている。市民の感覚からするとそれほど財政状況が良いと掴めないように思う。連続して引き上げるというのは、市民感情としてはあまり受け入れられないように思う。

議長・副議長・議員の報酬に関しては引き上げと考えている。前回は市長・副市長の給料を引き上げ、議員は据え置きだった。その後2年たって、経済状況はある程度上向いているということがあるため、今回は、議長・副議長・議員に関しては引き上げてよいと考える。

議長

意見を合わせると、市長・副市長について、引き上げが4名、据え置きが3名、据え置き又は引き下げが1名となっている。

全会一致が一番良いわけだが、色々な考えがあるだろうから、最終的には多数決で方向性を出したいと考えるがよろしいか。

(引き上げと据え置き(据え置き又は引き下げを含む)が同数のため、議長裁決により引き上げに決定。)

議長

職責としての市長・副市長というふうに考えるのが本筋だと思うが、現状を加味していても良いのではないかという私の考えもあるため、引き上げということで進めさせていただきたい。

議長

議長・副議長・議員については、据え置きが1名、後の皆様は引き上げるという方向性なので、こちらは上げる方向性で考えさせていただきたい。

(異議なく引き上げの方向に決定。)

<<改定の実施時期について①>>

議長

前回出席委員に、改定の実施時期について意見を聞いたところ、30年4月からで意見は一致したが、欠席のお二方の考えを伺いたい。

委員

もっと後のほうが良いのではないかと思う。

(もう一人の委員、同意し、頷く。)

議長

6月議会というのも考えとしてはあるので、お二方とも後のほうということで。

委員

外国では、半分まではいかなくてもボランティアの部分が特別職の人にはあるわけで、アメリカあたりは全て報酬に換算して払うという考え方ではないようである。

議員については、生活議員になっては何もできない。報酬をこれだけもらえるから議員になるなど、そういう考え方でやられては大変なことになる。弘前を良くする、何とかしようという気持ちを強く持っていただいて、仕事していただくというのが望まれる。

委員

確認だが、6月からといっても結局遡るのか。

事務局

6月提案した場合、遡って4月からというのも可能だが、6月に提案して7月、あるいは10月からなども可能である。

議長

審議会としては、4月実施で進めたいと考える。よろしく願いたい。

<<市長・副市長の給料の額について>>

議長

金額をどうするのかということを皆様にお伺いしたい。

委員

特例で現在は実際の額を下げてもらっていると。前回答申された額を満額もらっていないと聞いたが。ここがボランティア精神だと思う。

議長

前回答申では、市長の給料については、弘前市と大体同規模、また、市を代表するよう

な団体の最高責任者という共通性があるということで、弘前大学長の俸給と同水準とする
と答申が出ているが、例えば人事院がこうなっているからとか、弘前大学がどうなってい
るとか、他市町村がどうなっているとか。金額で1万円上げるとか、やり方もある。資料
は準備しているがいかがだろうか。

(資料配付の声あり)

○配付資料の説明

事務局から、

- ・給料引き上げ案比較表【市長】
- ・給料引き上げ案比較表【副市長】

を配付、説明。

議長

答申した後に議会で額が決定されるわけだが、特例措置で実際の支給を下げているとい
うこともある。それも含めて皆さんの意見を頂戴したいと思う。

委員

特例措置を見込んだ形で、若干の引き上げということで前回申し上げたが、できれば1
03万5,000円に戻していただきたいと考える。市長に関しては。

あと副市長に関しても同様に戻すということで。

委員

私もそのところが少し引っかかっていたが、特例措置の減額分、率は決まっているか。

事務局

決まったものはない。

委員

であれば、前回の決めた額で満額ということにはなれば良いと考える。

議長

条例上の103万5,000円を100万円に切り下げるといのはどこの判断になる
のか。また、市長が判断して、減額するというのは議会を通す形にはなるか。

事務局

市長の判断になる。また、議会を通すことになる。

議長

上限は条例どおりで、いろんな事情を加味して市長が判断して自分の分はこれだけ下げますよと、議会に良いですかという流れでやっているということ。今までそういう流れでやってきているので、ここではその条例上の上限をどうするかをお考えいただいて。それで例えば、減額しないで条例どおりの給料にさせていただきたいというような附帯か何かで補足で入れると。

条例上の上限の中で最終的には市長がどうするかと、そういうことになると思う。

特別な、社会的な状況とか、市の状況とかあれば別だが、特段のものがない限りは決まったものでやってもらうのが。特例措置云々というのは附帯意見ということにしたほうが良いと考えるが。

委員

103万5,000円というのは前回決めた額で、その額でやるということは据え置きである。引き上げが委員の意見だと思う。その後に市長がどう考えようが、そこまで考える必要はないのではないかと思う。前回の報酬審は弘前大学長と同じくするのが良いということと答申したわけである。

議長

前回の答申の考え方もあるわけで、それを加味して皆さんからお考えをいただいていると思う。そういう意味では、105万5,000円が弘前大学長の実質支給額となっているので、前回の答申の考えもある程度踏襲するとなれば、それに近いものを考えることになるかと思うが、意見を賜りたいと思う。

委員

一昨年の審議会では市長は引き上げ、議会は据え置きとなっていたが、上げるならば全て上げる、据え置くのであれば据え置くというのが、一般的な形なのだろう。

市長の判断で自分の報酬を切り下げて決めた、この100万円というのを基準に考えていたので、103万5,000円にしても良いのではないかという思いがあった。今確認したら、それは据え置きだということであるので、市長には規定上の額でと考えるので、103万5,000円を提示させていただく。

委員

委員の言ったのは、この前の会議では引き上げだけでも、据え置きだという意見か。据え置きという意見に変わったという意味で聞いたが。

委員

はい。実質支給というのが頭にあり、条例上の額ということが絡みが私の中で薄かったなど。

議長

そういうことになると、先ほどの方針が少しずれてくるが、意見が変わることは当然だと、色々ありますのでそれはそれとして賜りたいと思う。

委員

最初から据え置きということで考えていたが、前回審議会の時も散々議論してこの額になったわけである。また上げるということはちょっと無理かなと思っていたので、据え置きになればこの103万5,000円になるとのことなので、それによろしいと考える。

委員

弘前市の今後の人口減少問題であったり、少子高齢化問題を考えたときに、その規定上の額を青森市長と同額くらいに引き下げたほうが良いと考える。

副市長に関しては、青森市の副市長と比べて大分多く支給されているので、青森市副市長と同額、もしくは青森市副市長と今現状の副市長の間くらいの金額に抑えたほうが良いと考える。

委員

上げるのであれば両者、議員、市長・副市長、含めてやらないと。実情見れば若干でもあえて上げて、上げる分頑張ってくださいという意味で。弘前のために昼夜土日関係なく動いてもらえる、一生懸命全国でやっていると考えれば、ほかの市をあまり見ってしまうと、その間とれとか、ちょっと人口の割に、とか出てくるので。第1案でも良いので、上げておきながら、次の議員の案件に持っていけばすんなりやりやすいのかなと。

委員

この審議会のメンバーが市長の仕事を評価して引き上げというふうになると思う。ある程度の評価が、目に見えるといたら良いのか。そう考えると、第3案、4案、5案かなと思っている。ただ、一方で引き上げには決まったもののあるところがあって、この中であれば第3案と考えている。

委員

据え置きの意見のため、具体的にいくら上げるとかいう額は全く考えていないが、10

3万5,000円であれば、三市の中でも一番高くなるのでその額で良いのかなど。一生懸命やっているのは十分感じているが、弘前を良くするための一つの仕事なので、市長ばかりでなくて、みんなが一生懸命頑張っていることである。市債もたくさんあることだし、市民との格差と言いますが、感覚が違えば、市民の方からこういうときに給料、議員もみんな上げるのだと、声も聞きかねない。今は現状にしたいが。

ただし、是非上げるということになれば、半端でなくどっと上げたほうが良いと思う。評価するための給料引き上げであれば、評価の分そのまま上げれば良いと思う。

委員

第3案か第4案と考えている。今年は定昇だけではなく、一般の会社ではベアまでやるのではないかというのが新聞、テレビ等に出ている。景気が良くなっているときに少しは上げないと。103万5,000円を基準に第3案か第4案で上げていただければ。

委員

103万5,000円が引き上げとあっていまして、勘違いしていまして。これが据え置きであるなら据え置きということで。でも、市を考えた場合はいっぱい盛り上げているので、上げるなら第3案ぐらい上げて。

委員

私の頭が混乱しているのもあった。この後、議員の報酬の部分もあるが、議員は減額していないか。

(14:32 委員1名退室)

事務局

していません。

委員

答申が決まればそのまま決定ということか。

事務局

議員提案で自ら減額する場合もある。

委員

前回、議員も引き上げと提案していたが、私の考えが据え置きとなると議員の提案にもちょっと触れてくる。二転三転して申し訳ないが、市長が最終的に判断するが、市長が我々

の答申を聞いたうえで抑えた形で提案することも考えれば、第3案、第4案というのが良い。大変申し訳ありませんけども。

議長

ほかの方の意見を参考にして、またちょっと考えられる方がもしいらっしゃれば。

(発言なし)

議長

最終的なものだけをお話しさせていただきますが、

- ・委員①…第3案または第4案
- ・委員②…据え置き
- ・委員③…引き下げ
- ・委員④…第1案でも良いから上げる
- ・委員⑤…第3、第4、第5案
- ・委員⑥…据え置きが原則という考えだが、上げるのであれば評価をきちっとして大幅に上げる
- ・委員⑦…第3、第4案
- ・委員⑧…据え置きまたは第3案
ということによろしいか。

(異議なし)

議長

多いのが3、4、5案、その中で第3案が4名いるため、105万円にしたいと考えるがよろしいか。

(異議なし)

議長

それでは、市長については、第3案の105万円で条例上の額を上げるように答申する。

議長

副市長について、皆さんから意見を頂戴したいと思うが、ちなみに市長が105万円となりますと、率としてはいくらになるか。

事務局

改定率1.44%となる。これは先ほどお配りした資料の2枚目、副市長の資料第3案の1万2,000円引き上げとなる。

議長

市長は改定率1.44%ということであるが、副市長についてどのようにするか。

委員

市長と副市長で、多少違って上がったほうが良いと思うのでこれで良いと考える。

委員

1.44%、いわゆる第3案で良いと考える。

委員

据え置きなのだが、上げるとなれば評価だと思う。副市長はほかと比べてもそんなに低いわけでもないし、仕事量もたくさんあるかもしれないが、結局最終的には市長に聞かないと、という立場なので特別上げなくても良いと思う。借金なければ良かったのだが。必ず説明があれば、これだけあって返してるってことを一生懸命言うが。我々に景気が回復したのがうつっているか。テレビでやっているのは3年後、4年後である、こっちにはね返ってくるのは。上げるのであればどっと上げたほうが、上げたなあという意識があって良いと思うが、副市長は上げなくても良いとも思う。あえて言えば、市長が第3案にしたなら一緒に第3案にしてとなるが、そういう決め方で果たして良いのかなと、思うところがある。

資料を見てほかと比較して低いのであれば、弘前として一応プライドもある。市民として市長・副市長、議員ももっと上げましょうという参考になる。ところがそんなに悪いわけではない。八戸市よりもちょっと低いくらいで、そんなに低いわけじゃない。市民の感覚から行けば、そんなに低いわけではないという意識を私はしている。資料は参考にならないわけではない。みんなこれを参考にして話しているわけで、これも全部読みましたし。

委員

市長が第3案でいくのであれば、副市長も同じ第3案のところをお願いしたい。

委員

今の市長・副市長が頑張っているじゃなくて、今の社会情勢、今後の社会情勢を踏まえれば、引き下げの方向で考えたい。今の市長・副市長が頑張っていないと言っているわけではなく、今後の未来を踏まえたときにもう少し財布のひもを締めるというか、市長も副

市長もお金をいっぱいもらいたくて頑張っているわけではないと思うので、その辺の市民感情を踏まえたような財政を考えていただきたいと思って話をしている。

委員

第3案で引き上げということが大方の意見になっているので、それだと別に附帯意見を付け加えなくても良いのかなと考える。特例で引き上げる、引き下げるっていうことは市長のほうにお任せすれば良いと思う。

委員

私は第3案で。最終的には市長がさじ加減を取るのだと考える。

議長

第3案が一番多いので、副市長につきましても第3案で86万3,000円、率で言うと1.44%ということで規定上の額を答申するということにしたい。

委員

話を戻すわけではないが、先程から経済状態とか景気どうのこうのとあるが、農業に関しては平成に入ってほぼ最高の経済状態、りんご、野菜、米もものすごい状況が良くなっている。この食料自給率100%を超えた青森県のなかであまり経済悪い悪いって言えばおかしい。県内の農家に限り、平成に入って一番目か二番目に良い状況である。おそらく税収も国税なり、市民税等も農家関連に関してはおそらく増えている。よく新聞に出ているりんごが1,000億円とか、そういう状況だからあまり悪い悪いと言ってもらいと、農業に関してはこれ以上良い時があるのかと。

議長

りんごも4年か5年くらい最高レベルの農家の所得ということがあるようなので、確かにそういう点はあるかと思うし、安倍内閣になってから確実に過去よりは上がっていると。昇給、定昇込みで上がっているのは確かのところだと思う。一昨年は、特に消費、地元の商店関係、商業関係の昇給が一番低かった。そこから経営者協会とかいろんなところのデータを見ると、かなり一気に上がっているのは確かのところだとは思う。

<<議長・副議長・議員の報酬の額について>>

議長

議員についてお諮りしたい。2年前は据え置きで答申され、そのまま条例に反映されているわけだが、前回は市長・副市長については5.61%の改定となっている。今回はさらに1.44%の改定ということで、5.61%プラス1.44%ということで、単純に

加算という考えが一つあるかと思う。そういうことも含めて皆さんから意見をいただきたい。

○配付資料の説明

事務局から、

- ・給料引き上げ案比較表【議長】
- ・給料引き上げ案比較表【副議長】
- ・給料引き上げ案比較表【議員】

を配付、説明。

委員

議員の報酬は自分たちで決めるのか。

事務局

議員の報酬に関しては、条例は市長が提案するが、議員も議員発議で金額について提案できる。議員の報酬についてはあくまでも市長が条例を議会に提案して承認していただく。その額を、議員が発議で少なくもらいますよということ是可以する。議員が自分で議員報酬を上げるという提案をすることはできない。必ず市長が提案しなければいけない。

委員

議長も副議長も議員も規定の満額をいただいているか。議員のほうから減額を提案したことは、過去にあるか。

事務局

東日本大震災があったときに議員発議で下げたということはある。

議長

案としては第6案までとなっているが、そのほかに違う案があるのであればお話しいただいても。

委員

規定上も実質上も同じ報酬であり、先ほどの市長・副市長とは若干意味合いが違うというのがあるが、市長・副市長の部分に倣えば1.44%、そうなると4万円と一気にになるので、第1案と考える。

委員

5. 61%の引き上げになるのであれば、第1案で良いと思う。

委員

第4案でも良いもの考える。

委員

ちょっと難しい。第1案は前回の据え置いた部分で、明らかにこの分は、というのは分かるが、プラス市長・副市長のパーセンテージで良いのか、いきなり上がってしまうなど。ちょっと、考えさせていただく。皆さんの意見を聞きながら。

委員

私は据え置きなので具体的な金額は何にすればよいのか良く分からない。

委員

ひとつ質問があるが、議員の報酬は、前回上がったのはいつ分かるか。ずっと据え置きか。

事務局

平成25年の10月に、減額措置が終わって現在の額になっている。

委員

震災の前の報酬はいくらか。

事務局

資料の23ページに、月額推移に関する調ということで、昭和60年以降の推移がある。最高額は平成11年10月の65万円となる。

委員

前回答申された5.61%で良いような感じはする。

委員

私も第1案に。

議長

第4案が1名、据え置きが1名、後は第1案ということですがけれども（意見を保留した）委員いかがでしょうか。

委員

第4案、前回の5.61%と市長・副市長のパーセンテージ1.44%と考える。

議長

皆様から出た意見の中では、第1案というのが一番多かった案なので、第1案ということにしたい。これは議長・副議長・議員の皆さん同じということによろしいか。

(賛同の声あり)

議長

第1案ということで答申したい。

<<改定の実施時期について②>>

議長

改定の実施時期を最終的に固めたいが、4月からということが一番多かったが、それによろしいか。6月からという方もいたが、4月1日からでいかがか。

委員

予算上云々考えれば、年初めに議会にかけて4月1日というのが、おそらく事務サイドも一番やりやすい。

委員

議会はいつから始まるのか。

事務局

2月16日から3月14日までです。

委員

それにはかかるのか。4月からとなれば。

事務局

はい。

議長

それでは今の議会にかけてもらって4月から実施ということにしたい。

<<市長・副市長の退職手当について>>

○配付資料の説明

事務局から、事前配付資料の

- ・資料 33 県内各市の特別職の退職手当の決定基準

について説明。

議長

今の各市の退職手当の率は三市とも支給割合は0.52で同じということか。適用の給料月額というのは条例上でなくて、実質、特例の金額ということか。

事務局

率は同じ。退職時点の給料月額が適用されるが、条例上、特例のどちらかについては市長の裁量ということに。

議長

退職手当について、ご意見いただきたい。

委員

これは在月か。普通の会社では在年だと思うが、市役所の職員は退職手当の時は年か、月か。市長、副市長は何で月の計算になるのか。何かあるのか。

事務局

特別職は月で、職員は年である。期間が短い…

議長

特別職は皆さん同じなんでしょう。特別職の場合は身分が安定していないということなんでしょう。

委員

今回給料を引き上げたとすればそれが退職手当に反映されるのか。

事務局

そうなる。月額が上がるので。

議長

支給割合についてどうすればよいか。

(全会一致で据え置きと決定。)

<<附帯意見について>>

議長

前回の答申では、附帯意見を答申の中に盛り込んでいる。これは審議会としては諮問事項以外にこういうことをやってもらいたいと。例えば前回であれば、2年に1回くらいは開催するというような附帯意見を載せている。今回も開催頻度について2年とか4年とか。全然開かなくても良いとかいうのではなくて、任期中には1回くらいは最低開くほうが良いのではないかとか、その辺を附帯意見として述べておいたほうが良いと思う。

一応頻度は決めても、例えば社会情勢によって急にどっと上がるとか、そうすれば4年に1回と決めても、途中でやはり必要だとかなることもあるだろうし、逆にそんなに社会的な変動がないのにどうするかというのものもあるだろうから、その辺を盛り込んだ形での附帯意見というのを載せたほうが良いと思うがいかがか。

委員

附帯意見になるかどうかは分からないが、会議をもうちょっと前にしてもらえないかなと。今回は12月から始まったけれども、もうちょっと前にできないものかなと。最低限10月頃とか。

事務局

国の給与改定が今回遅くなった。職員の給与改定の率や上がる下がるを踏まえながら、考えなければいけないので。なるべく早くできるものは早くやりたいと考えている。

委員

やはり2年に1回は審議会を開催していただきたいと。ときの市長によっては全くしなかった時もあったし、大体2年に1回くらいはやっていただきたい。

委員

私もそう考える。

議長

2年に1回はやってもらいたいという附帯意見でよろしいか。

(賛同の声あり)

議長

状況も変化しないでも開催するということか。例えば昇給が横ばいで変わらないと。人事院勧告とか、民間の昇給も動かないというときとかあると思うが、そういうときも2年に1回開催するかどうか。(開催するとの声あり) 何もないとしても開催すると。2年に1回は開催して皆さんの意見を、現状なら現状のままで良いというのを再確認するということよろしいか。

委員

していただきたいと思う。

議長

では、その辺の文言についてはとりあえず事務局のほうで取りまとめてもらって。

議長

今回105万円と増額方針になったが、現在、実質市長のサイドで103万5,000円から100万円に下げている。考えとしては、その辺の裁量はあまり入れないほうが良いのかなと、基本的には思う。この審議会で審議した内容を、条例に反映していただければ一番良いですし、その内容自体で実質支給をやってもらうのがこの審議会の意義というようなところを感じる。その辺を附帯意見として織り込むというのは。

委員

こういうのは結果でなくて、話をしている過程が大事であって。現状よりはアップさせたから良いとか、下にしたから我々の意見が反映したとかっていう問題ではなくて。この審議会も2年に1回やるというのも非常に有意義なことではないか。

議長

では触れなくても良いということよろしいか。

委員

我々は頑張っている内容見ながら上げましたよということの意思表示はしたので、今までどおりでというのであれば、それはそれで。

議長

附帯意見については開催頻度について記載させていただくと。

(異議なし)

<<その他>>

議長

今回の審議は以上だが、次回の予定を決めさせていただきたい。次回、第3回となるが、今日話が決まった内容を文書にして、文案を出してもらおうということにして、それで決定したいと思う。文案ができたら送付させていただくので、見ていただいて、ここをこうやるとか、こういう考えを盛り込みたいというのがあれば事務局のほうに返していただく。それで取りまとめたいというように考えるがよろしいか。

(賛同の声あり)

議長

それでは次回の予定だが。

(平成30年1月26日午後1時30分から決定)

議長

後ほど正式にご案内は事務局のほうから発送させていただく。
それでは後は特別ないか。これでよろしいか。

(意見なし)

議長

それではこれで今日の第2回審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

【15:25 散会】